

## 2019年10月1日より施行されるワニ皮タグを発行する制度に係る お知らせ

[2019年8月13日付け「ワニ皮タグを発行する制度を導入します」](#)のとおり、経済産業省は、ワシントン条約の決議に基づき、ワニ皮タグを発行する制度を10月1日より導入します。

本制度の導入により、10月1日以降の日付で発給される輸出許可書等(条約に基づき輸出した国又は地域の管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書をいう。以下同じ。)には、ワニ皮タグ(条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。以下同じ。)の記号及び番号がすべて記載されている必要があります。

また、輸入もしくは再輸出しようとするすべてのワニ目の種の皮等には、10月1日以降の日付で発給される輸出許可書等に記載されたワニ皮タグの記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されている必要がありますので、ご注意ください。

(お問合せ先)

貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室長 大條 成太

担当者: 菊島、宮本

電話: 03-3501-1511(内線 3291~3292)